

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

昭和51年に会社を設立して、2年ぐらいて、国民年金の通知が届いたので、国民年金保険料を納付したように思う。店が繁盛していて非常に忙しく、どこでどのくらいの金額を納付したかは覚えていないが、2か月だけ未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて未納期間は無く、申立期間前の国民年金保険料については特例納付と推認される記録が確認できるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和51年に会社を設立し、2年ほど経過した頃に国民年金の通知が届いたので納付した。」と主張しているところ、申立期間は2か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間前の特例納付と推認される期間について、特例納付の場合、国民年金被保険者台帳が保管されていなければならないところ、申立人の国民年金被保険者台帳は保管されておらず、その記録管理に不備が認められ、当時の納付状況について確認することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島厚生年金 事案749（事案582の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成12年6月から同年10月までは30万円、同年11月は38万円、同年12月及び13年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円、申立期間②のうち、同年11月及び同年12月は32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から13年10月1日まで  
② 平成13年11月1日から14年2月1日まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されている。

今回、当時の給与支払明細書が新たに出てきたので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、平成11年7月から13年9月までの期間、同年11月及び同年12月については、源泉徴収票、給与支払明細書等の関連資料が無いことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、今回、新たに給与支払明細書が見つかったとして、標準報酬月額の相違に係る年金記録の訂正を求めている。

標準報酬月額の変動についての申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人から提出されたA事業所における平成12年6月から同年8月までの期間、同年10月から13年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間に係る給与支払明細書により、申立期間①のうち、12年6月から同年8月までの期間及び同年10月については30万円、同年11月については38万円、同年12月及び13年1月については30万円、同年2月については32万円、同年3月については30万円、同年5月から同年8月までの期間については32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成12年9月、13年4月及び同年9月に係る給与支払明細書は無いが、申立人から提出された上記の給与支払明細書及び預金口座通帳の写しから判断すると、12年9月については30万円、13年4月及び同年9月については32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された上記給与支払明細書及び預金口座通帳の写しから判断すると、平成12年6月から同年10月までは30万円、同年11月は38万円、同年12月及び13年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA事業所における平成13年12月に係る給与支払明細書により、申立期間②のうち、同年12月については32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成13年11月に係る給与支払明細書は無いが、申立人から提出された同年10月及び同年12月に係る給与支払明細書及び預金口座通帳の写しから判断すると、同年11月については32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された上記給与支払明細書及び預金口座通帳の写しから判断すると、申立期間②のうち、平成13年11月及び同年12月については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 11 年 7 月から 12 年 5 月までの期間について、申立人は、源泉徴収票、給与支払明細書等を所持しておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、平成 14 年 1 月については、前回の申立てにおいて、市民税・県民税特別徴収税額通知書等から、既に当委員会の決定に基づき、標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要であるとする通知が行われているところ、今回の申立てにおいて、申立人は、同年 1 月に係る複数の給与支払明細書（給与に係るもの及び賞与に係るもの）を提出し、そのうちの 1 部について、標準報酬月額 34 万円に見合う保険料を控除されたことが確認できると主張している。

しかし、申立人から提出のあった預金口座通帳の写し及び市民税・県民税特別徴収税額通知書から判断すると、申立人が標準報酬月額 34 万円に見合う保険料を控除されたと主張する前述の給与支給明細書を委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成 11 年 7 月から 12 年 5 月までの期間、及び申立期間②のうち、14 年 1 月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。